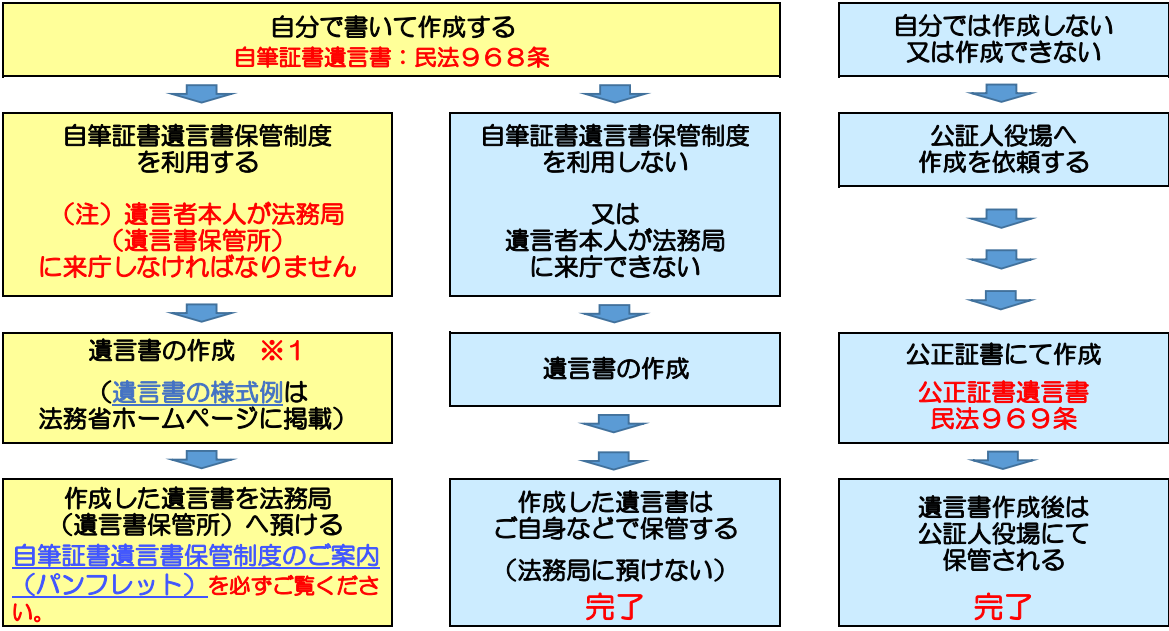


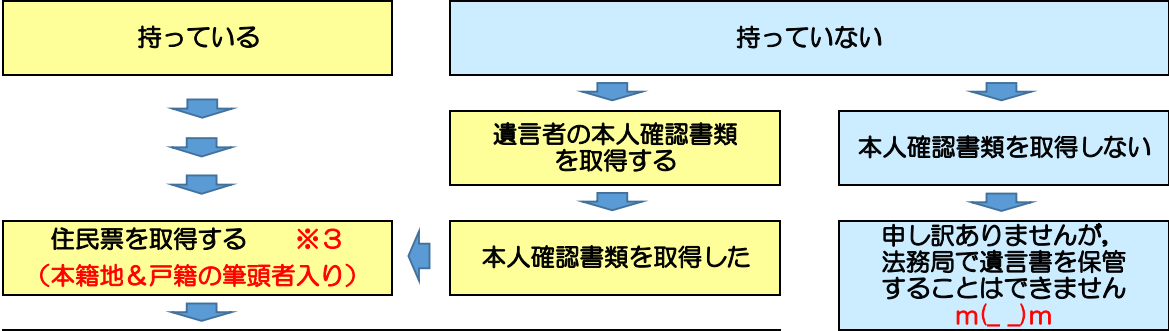
遺言書の作成をお考えの方へ ～自筆証書遺言書の保管制度ご利用までの流れ～

スタート!

遺言書を作成したい



遺言者の本人確認書類 ※2 マイナンバーカードなど顔写真入りの身分証明書



申請する法務局（遺言書保管所）を決める（管轄があります）
[「福岡法務局管内の遺言書保管所一覧」にて確認する](#)

- ①遺言者の住所地
- ②遺言者の本籍地
- ③遺言者の所有する不動産の所在地
のいずれかを管轄する遺言書保管所

ただし、既に他の遺言書を法務局（遺言書保管所）に預けている場合には、その遺言書保管所になります。

申請書を作成する ※4
 (申請書様式は法務省ホームページに掲載)

保管申請の予約をする
 (予約専用ホームページ又は法務局へ電話にて予約)

持参するものを用意する

- ①遺言書 ※1, ②本人確認書類 ※2, ③住民票 ※3,
- ④申請書 ※4, ⑤保管手数料 (3, 900円)

**遺言者本人が法務局（遺言書保管所）へ来庁・申請
【保管手続完了】(^_^)v**

